

第一 災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
第一 災害対策基本法施行令の一部改正

指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないものとともに、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができるものとする。

(第十八条関係)

第二 大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正

関係行政機関から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないものとともに、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができるものとする。

(第四十二条関係)

第三 施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。